

育成者権の独占的通常利用権者による 不当利得返還請求が認められた事例 ―トットリフジタ 1 号事件―

大阪地裁令和5年7月10日判決(令和3年(ワ)第4658号損害賠償等請求事件)

知的財産法研究会 弁護士・弁理士 **辻村 和彦**

第1 事案の概要

- 1 本件は、品種登録の番号:第15866号に係る品種(農林水産植物の種類:エゾノキリンソウ種・品種育成をした者の氏名:P4、登録品種の名称:トットリフジタ1号。以下「本件品種」といい、本件品種に係る育成者権を「本件育成者権」という。)の育成者権者である原告P1及び原告P1から本件育成者権の独占的通常利用権の許諾を受けた原告会社が、被告P2、被告P3及び被告会社に対して、主位的には本件育成者権侵害又は本件育成者権についての独占的通常利用権侵害の不法行為等に基づく損害賠償を請求し、予備的に利用料相当額の不当利得の返還を求めた事案である。
- 2 原告会社は、緑化事業に関する商品の企画、製造、販売並びに輸出入及びメンテナンス業務 等を目的とする株式会社であり、被告会社は、緑化事業の設計、施工、維持管理及びコンサル タント等を目的とする株式会社である。

被告P2は、被告会社の代表取締役である。

被告P3は、被告会社から委託を受けて被告会社が屋上緑化工事等で使用する植物の育成等を行っている者である。

3 被告 P 2 は、被告会社の代表取締役として、平成20年 4 月頃から現在に至るまで、トレー式 屋上緑化システム「みずいらず」(以下「被告製品 1」という。)及びトレー式屋上緑化システム「みずいらずスーパー」(以下「被告製品 2」といい、被告製品 1、同 2 を総称して「被告製品」という。)の各製品を販売している。

被告製品には、原告P1の許諾なく生産されたトットリフジタ1号の種苗(以下「被告種苗1」という。)ないし被告種苗1を用いられることにより得られた収穫物が利用されたことがあり、その時期及び数量については争いがある。

被告P3は、被告P2が代表する被告会社の委託に基づき、少なくとも平成25年5月9日までの間、自ら又は第三者をして、被告種苗1ないし「被告会社が南海辰村建設株式会社から請

け負った阪神高速道路大和川線三宅西出入口料金所新築その他工事に伴う屋根工事に関し、平成25年2月8日頃、工事現場に納入され、南海辰村建設株式会社に譲渡された約1812株の常緑性の種苗」(以下「被告種苗2」という。)を生産するとともに、被告製品を生産し、被告会社へ納入していた。

4 なお、原告P1及び原告会社の主位的請求は、上記の被告P2と被告P3の行為が本件育成者権侵害又は本件育成者権についての独占的通常利用権侵害の不法行為(共同不法行為)に該当し、被告会社も不法行為又は会社法350条(代表者の行為についての損害賠償責任)に基づき損害賠償義務を負うとするものである。

第2 前訴の内容

- 1 被告会社は、原告P1に対し、被告種苗2を使用した被告製品1を被告会社が南海辰村建設株式会社に販売した行為(以下「前訴対象行為」という。)につき、原告P1が本件育成者権侵害による不法行為に基づく損害賠償請求権を有しないことの確認を求めて提訴したが、請求を棄却する旨の判決を受けた¹。被告会社は控訴したが、控訴審は、令和元年9月5日に口頭弁論を終結し、控訴を棄却する旨の判決をし²、同判決は令和2年10月6日に確定した。
- 2 前訴の上記請求に係る争点は、①被告種苗2がトットリフジタ1号又はそれと特性により明確に区別されない品種かどうか(前訴争点2)、②本件育成権に係る品種登録に次の無効・取消理由があることにより原告P1の権利行使が権利濫用となるかであった。

原始的瑕疵1・育成者性の欠如(前訴争点3-1)。

原始的瑕疵2・区別性の欠如(前訴争点3-2)

原始的瑕疵3・未譲渡性(新規性)の欠如(前訴争点3-3)

原始的瑕疵4・品種登録における特性審査の瑕疵(前訴争点3-6)。

後発的瑕疵1・均一性ないし安定性の喪失(前訴争点3-4)

後発的瑕疵2・均一性の喪失(前訴争点3-5)

前訴判決は、①被告種苗2は、本件育成者権にかかるトットリフジタ1号又はそれと特性により明確に区別されない品種である、②本件育成者権にかかる品種登録には上記のいずれの無効・取消理由の認められない、として被告会社の請求を棄却している。

第3 刑事事件の帰趨

1 被告会社、被告P2及び被告P3は、平成27年2月15日、公訴事実の要旨を次のとおりとする種苗法違反被告事件につき鳥取地方裁判所に起訴され、平成30年1月24日、いずれも有罪判決を受けた。

「被告P2及び被告P3は、共謀の上、被告会社の業務に関して育成者権者の承諾なく平成24年8月下旬頃から平成25年2月6日頃までの間、兵庫県南あわじ市所在の第三者の畑で、情

¹ 大阪地判平成30年6月21日判時2407号61頁。なお、被告会社は、前訴において、被告種苗1及び2からタケシマキリンソウの種子又は種苗に既に切り替えていることを前提に、被告製品に使用するタケシマキリンソウの種子又は種苗を生産等することについての差止請求権の不存在確認並びにタケシマキリンソウの種子又は種苗を使用した被告製品を販売することについての差止請求権の不存在確認を求めており、これらの請求は認容されている。

² 大阪高判令和元年12月19日 (平成30年(ネ)第1670号) 裁判所HP